

大田原市森林整備計画(変更)

計画期間 (自 令和3(2021)年 4月 1日
至 令和13(2031)年3月31日)

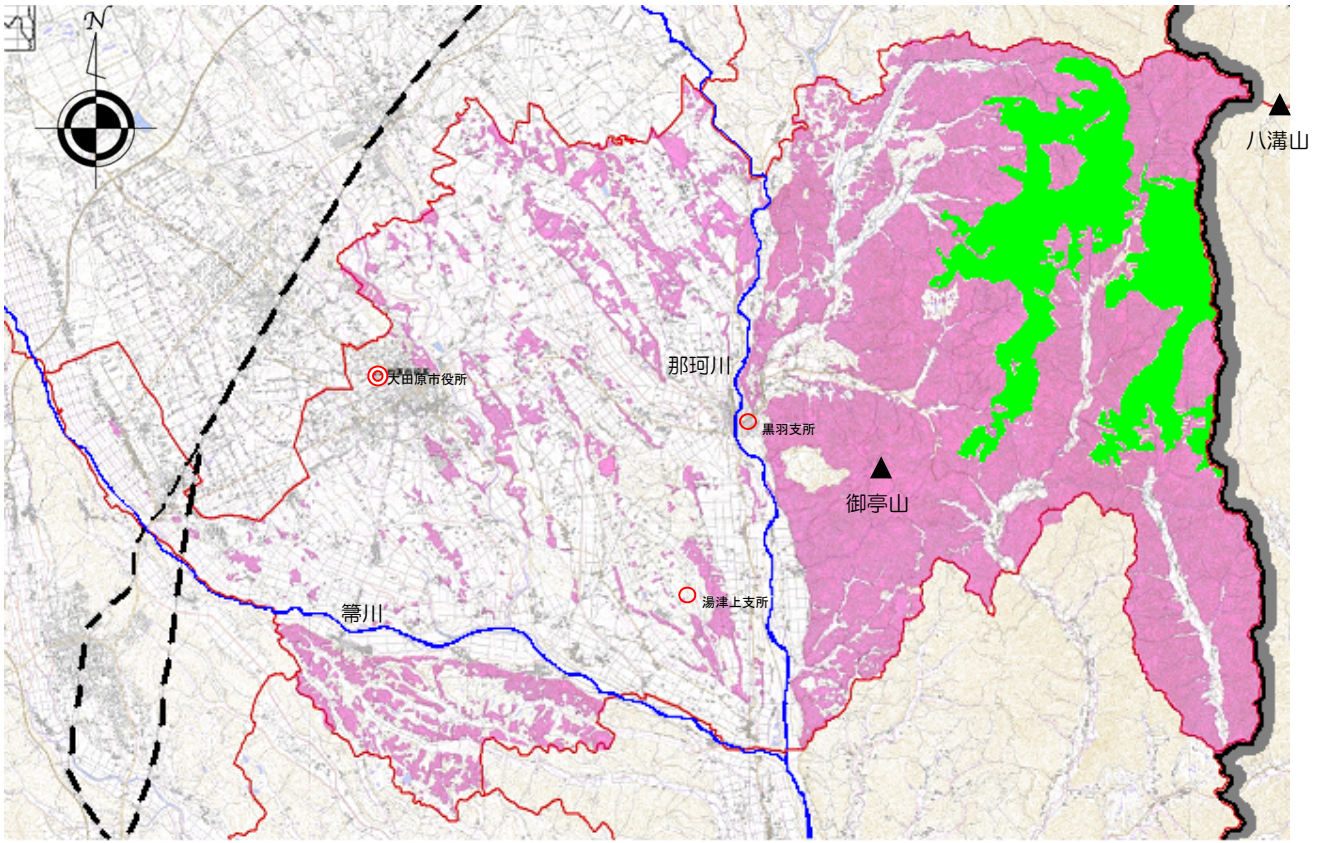
樹立年月日 令和3(2021)年4月1日

変更年月日 令和4(2022)年4月1日

変更年月日 令和6(2024)年4月1日

栃 木 県
大 田 原 市

大田原市位置図



凡 例	
山 岳	▲
河 川	— (blue line)
県 界	— (thick black line)
森林計画区界	— (thick grey line)
市町界	— (red line)
民有林	● (pink oval)
国有林	● (green oval)
鉄 道	- - - -



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
	第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	
	1 森林整備の現状と課題	1
	2 森林整備の基本方針	1
	3 森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	4
	第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	4
	1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
	2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	5
	3 その他必要な事項	6
	第2 造林に関する事項	7
	1 人工造林に関する事項	7
	2 天然更新に関する事項	8
	3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
	4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	10
	5 その他必要な事項	10
	第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
	1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
	2 保育の種類別の標準的な方法	11
	3 その他必要な事項	12
	第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
	1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	12
	2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	15
	3 その他必要な事項	15
	第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
	1 森林経営の受委託等による経営規模の拡大に関する方針	15
	2 森林経営の受委託等による経営規模の拡大を促進するための方策	16
	3 森林経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	16
	4 森林経営管理制度の活用に関する事項	16
	5 その他必要な事項	16
	第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	17
	1 森林施業の共同化の促進に関する方針	17
	2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	17
	3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	17

4	その他必要な事項	18
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	18
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	18
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
3	作業路網の整備に関する事項	19
4	その他必要な事項	22
第8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	22
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	22
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	23
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	24
4	森林環境譲与税の活用について	25
III	森林の保護に関する事項	26
第1	鳥獣害の防止に関する事項	26
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	26
2	その他必要な事項	26
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	26
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	26
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)	26
3	林野火災の予防の方法	27
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	27
5	その他必要な事項	27
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	27
1	保健機能森林の区域	27
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	27
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	27
4	その他必要な事項	27
V	その他森林の整備のために必要な事項	28
1	森林経営計画の作成に関する事項	28
2	森林の総合利用の推進に関する事項	29
3	住民参加による森林の整備に関する事項	29
4	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	30
5	その他必要な事項	30
別表1		32
別表2		35

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

大田原市は、栃木県の北部那須野ヶ原扇状地に位置し、西に日光連山、北に那須連山を仰ぎ、東に八溝山系をかかえる地にある。本市は平成17年10月に1市1町1村が合併し大田原市となり、東は茨城、福島の県境、西は那須塩原市、矢板市、南はさくら市、那珂川町、北は那須塩原市、那須町に接する位置にあり、広大な土地を有している田園工業都市である。

地形は、市西部、中央部は、北から南にゆるやかな傾斜を保つ平坦地であり、西に箒川、中央に蛇尾川、東に那珂川の河川が南北に縦断し、豊かな沃野を形成し全国でも有数の田園地帯が開けている。中心部は古くから城下町として栄えてきた商工業地である。東部は、八溝県立自然公園区域となっており、優良材生産の代表的な林業地帯である八溝山地は東からその分峰を形成し、比較的緩傾斜で西へのびて山村部をなしている。

本市の総面積は35,436haであり、うち森林面積は15,262haで、市全体の4割を占めている。森林面積のうち民有林面積が12,232ha、国有林面積が3,030haとなっている。民有林面積のうち人工林は、9,390haで、人工林率は76%と県平均の55.7%を大きく上回っている。

利用期を迎える人工林が多いことから利用期に達した森林資源を循環利用することを基本とし、木材需要の増大化及び多様化への対応に配慮しつつ、「素材生産量の拡大」に向け、主伐及び搬出間伐を進めるとともに、様々な公益的機能の十分な発揮に配慮した伐採・再造林を進めていく必要がある。

2 森林整備の基本方針

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の持つ多面的機能を5つの評価区分に区分し、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

また、森林整備の現状と課題を踏まえ、それぞれの区分に応じた望ましい森林の姿に誘導するため、適切な施業方法により森林整備を推進することとする。

さらに、近年の社会的情勢を踏まえ、花粉発生源対策を促進する。

【森林の機能評価区分】

森林の機能評価区分	
機 能	機 能 の 説 明
水源涵養機能	・水資源を保持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	・自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能
快適環境形成機能	・生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境保全、形成する機能
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	・保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全、形成する機能
木材等生産機能	・木材等森林で生産される資源を培養する機能

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能の発揮の上から地域の目指す望ましい森林の姿については、次のとおりである。

【森林の有する機能と望ましい森林資源の姿】

機 能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	・下層植生や樹根が発達し、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	・下層植生が広く表土を覆うとともに、樹根が発達し、土壌を保持する能力に優れた森林 ・必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	・自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林
文化機能	・必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	・原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適した森林
木材等生産機能	・木材として利用する上で良好な形質の材木からなり、二酸化炭素の固定能力が高い森林 ・林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、水源涵養、山地災害防止／土壌保全などの各機能に加え、地球温暖化防止森林吸収源としての機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林の維持造成を推進することとする。また、適正な森林施業を行うために、本市と森林所有者、森林組合、森林管理署、県等との相互の連携をより一層密にした

森林整備を行う。特に、主伐期を迎えた林分が多くなっていること等から、高性能林業機械の導入も含め、森林組合を中心とした施業の受委託の促進等、計画的に伐採及び造林を実施するための体制整備を推進するものとし、そのために国や県の補助事業及び森林環境譲与税の積極的活用を図る。

【森林の有する機能と森林の整備の基本方針】

森林の機能	整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本 ・伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散 ・自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進 ・ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進 ・自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進 ・集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等では、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進 ・溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本 ・樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進 ・快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進 ・保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ・美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進 ・風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全 ・野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全の推進
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> ・木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進 ・施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進 ・将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を推進

3 森林施業の合理化に関する基本方針

意欲的な林業事業体等により、これまで森林組合を中心に進められてきた長期受委託の枠組みを基盤とした森林経営計画の作成により、更なる施業集約化を促進し、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備等、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。特に、森林クラウドシステムの活用等最新のデジタル技術を活用したスマート林業の導入を積極的に進め、さらに、これからの林業を担う人材の確保・育成を図っていく。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立竹木の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する多面的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成等を勘案し、下表に示す年齢を標準とする。

単位 林齢:年生

地域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然生 針葉樹	天然生広葉 樹用材林	ぼう芽に よる広葉樹
全域	35	40	30	30	100	100	15

- (注)1 標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。
- 2 成長の早いエリートツリーや早生樹においては、標準伐期齢によらず、林業普及指導員又は市農林整備課と協議の上、適切な時期に伐採するものとする。
 - 3 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。
 - 4 「サワラ」については「スギ」に、「クヌギ」については「ぼう芽による広葉樹」に準ずる。
 - 5 制限林の「ぼう芽による広葉樹」については20年とする。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新(※)を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐によるものとする。

※更新:伐採跡地(伐採により生じた無立木地)が再び、立木地になること

【立木の伐採(主伐)の標準的な方法の区分】

区分	内容
皆伐	主伐のうち択伐以外のもの
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位としておおむね均等な割合で行うもの

(1) 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区画の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的設置に配慮することを旨とし、一箇所当たりの伐採面積をおおむね20ha以内とするとともに、伐採箇所の分散に努め適確な更新を図るものとする。

(2) 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)とする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下の事項に留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持のため溪流周辺や尾根筋等には片側20m程度の保護樹帯を設置する。
- カ 伐採を行う際には森林経営計画および伐採届出等の区域を超えて伐採(誤伐)しないよう、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。
- キ 集材に当たっては、林地の保全等を図るため、那珂川地域森林計画(以下「地域

森林計画」とする。)第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行う。

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は市農林整備課と協議の上、適切な伐採率等で実施するものとする。

(3) 主伐の林齢

多様な木材需要に安定的に対応できるよう、下表に示すような生産目標別の仕立方法、期待径級、目安林齢を勘案し、さらに地位を加味した上で、生産目標(用途)に応じた林齢で伐採するものとする。したがって、この期待径級・目安林齢の上下による伐採を制限するものではない。

単位 径級:cm 林齢:年生

樹種	生産目標	仕立方法	期待径級	目安林齢
スギ	役物:柱材	密仕立	24	50
	一般材	中仕立	26	50
	一般材	中仕立	32	60
	造作材	密仕立	36	80
ヒノキ	役物:柱材	密仕立	24	60
	一般材	中仕立	26	65
	一般材	中仕立	30	75
	造作材	密仕立	30	80

3 その他必要な事項

伐採作業と造林作業の連携

森林資源の循環利用を図るには、搬出間伐に加え皆伐施業を促進することによる素材の安定供給の実現と、伐採跡地への再造林を実施することが重要であることから、国、県、林業事業体及び製材業者と連携しながら森林所有者に対する普及啓発に努め、伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再造林のガイドライン(平成30年7月23日栃木県環境森林部林業木材産業課通知)に基づき、適切な整備を行うこと。

また、花粉発生源対策の加速化のため、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	
針葉樹	スギ、ヒノキ
広葉樹	クヌギ、ケヤキ、コナラ、サクラ

(注)新たな造林方法の導入や、風致の維持、特定の動物の採餌等のため、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市農林整備課と相談の上、適切な樹種を選択する。さらに、将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れることとする。

なお、苗木の選定については、生産性の向上、造林コストの低減のため、成長に優れたエリートツリー等の苗木や、花粉発生減対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の使用を進めることとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数目安

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	

(注)1 複層林化や混合林を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混合林に係わる施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率(樹冠占有面積又は材積による率)を乗じた本数以上を植栽する。

2 標準的な植栽本数以外の本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市農林整備課と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。

3 エリートツリーや大苗を、標準的な植栽本数以外の本数で植栽しようとする場合や、早生樹を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市農林整備課と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他の人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積み地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とするが、気象その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して適切に植付ける。 また、育苗期間を短縮でき、植え付けコストの低い「コンテナ苗」の導入に努めるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し森林の有する多面的機能を発揮させるため、低コスト造林に資する伐採と植栽を同時に行う一貫型施業を行うよう努めるものとする。なお、一貫型施業以外の場合の期間については以下のとおり定める。

【伐採跡地の人工造林をすべき期間】

区分	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林
皆伐	2年以内
択伐	5年以内

(注)1 択伐は伐採率が40%を超えないものに限る。

(注)2 当該年数は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算したものである。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、クヌギ、ケヤキ、コナラ
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、ケヤキ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進を図るものとする。

天然更新を行う際には、期待成立本数の10分の3以上の本数(ただし、草丈(概ね50cm)以上のものに限る。)を更新する。また、更新を確実なものとするため、必要に応じて掻き起こし、刈り出し、植え込み等の更新補助作業等の施業を実施する。

【天然更新の対象樹種の期待成立本数】

樹種	期待成立本数	天然更新すべき立木本数
アカマツ、クヌギ、ケヤキ、コナラ等	10,000本/ha	3,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

【天然更新補助作業の標準的な方法】

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い生育の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2~4本残すものとし、それ以外のものをかきとる。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の確認については、伐採後概ね5年を超えない期間を経過した時点で、更新状況の確認を行い、草丈(概ね50cm)以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、上記「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を更新完了の目安とし、天然更新すべき立木本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新す

べき期間は、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知)に示すように、『現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100 m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林』とする。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数は10,000本/haとし、当該対象樹種のうち周辺の草丈(概ね50cm)以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。

5 その他必要な事項

国庫補助事業を活用し、造林の実施を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、地域における既往の間伐の方法を勘案して、以下に示す回数及びその実施時期、間伐率等を目安として適切な作業方法により実施する。

(1) 生産目標に応じた標準的な間伐の実施時期と回数

樹種	生産目標	仕立・本数	間伐時期(目安年)							主伐 (目安)
			初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	
スギ	役物:柱材	密・4,000	16	22	28	35	43			50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41				50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41	50			60
	造作材	密・4,000	16	22	28	35	43	54	66	80
	一般材	疎・2,000	25	33	41					50
ヒノキ	役物:柱材	密・4,000	18	24	30	40	50			60
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55			65
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55	65		75
	造作材	密・4,000	18	24	30	42	54	67		80

(2) 間伐の標準的な方法

- ア 間伐木の選定方法については、保育間伐では形質不良木の除去を目的として行う。搬出間伐では形質の良い木についても選定の対象とする。
- イ 間伐率は、概ね20～35%とする。(保育間伐では低率、搬出間伐では高率)
- ウ 間伐により適度な下層植生を有する林分構造が維持され、樹木の根の発達が促されるように努める。
- エ 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の集約化に努め、作業コストの低減を図るものとする。
- オ 標準的な時期と回数は上表のとおりとするが、標準伐期齢未満であれば10年に1回程度、それ以上であれば15年に1回程度の間隔で間伐を実施することを原則とする。
- カ 新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員及び市農林整備課と協議の上、適切な間伐率等を実施するものとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、原則として下刈り、つる切り、除伐及び枝打ちを実施することとし、以下に示す時期を目安として適切な作業方法により実施する。

下刈り : 1～7年生程度(必要に応じ期間を変更)

つる切り: 10年生前後(回数は適宜)

除伐 : 下刈り終了後、植栽木以外の樹木が成長し、植栽木の成長を阻害する状況に

なった場合(回数は適宜)

枝打ち :無節の高品質材を生産する場合等に必要に応じて実施

3 その他必要な事項

つる切り

つる類の繁茂の著しい沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回立木の生育に支障をきたさないよう実施すること。

新たな施業方法の導入等標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は市農林整備課と協議の上、適切な間伐率等で実施するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する公益的機能の区分に基づき、公益的機能の高度発揮が求められており、その維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要と見込まれる森林の区域を設定するものである。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林やダムの集水域、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林等、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域について、別表1のとおりとする。

【水源涵養機能維持増進森林の基準】

重視する機能:水源涵養機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 水源かん養保安林、干害防備保安林
(その他の区域) ・湖、ダムの集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林 ・地域の用水源として重要なため池や湧水地、溪流等の周辺に存する森林の区域 ・水源涵養機能の評価区分の高い森林 等

イ 森林施業の方法

水源涵養機能の維持増進を図るために適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔を延長するとともに、皆伐を実施する場合は伐採面積の規模を縮小及び分散を図ることとする。なお、当該森林の伐期齢の下限は、標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。

これら施業を推進する区域については別表2のとおりとする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
土砂流出防備保安林や、山腹崩壊等により人命や人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域について、別表1のとおりとする。

【山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林】

重視する機能：山地災害防止機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地周辺
(その他の区域) ・山地災害の発生により人命、人家等施設への被害のおそれがある森林 ・山地災害防止機能の評価区分の高い森林 等

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林等、地域の快適な環境の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域について、別表1のとおりとする。

【快適環境形成機能維持増進森林の基準】

重視する機能：生活環境保全機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 防風保安林
(その他の区域) ・風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ・日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林 ・生活環境保全機能の評価区分が高い森林 等

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健保安林等、保健・文化及び教育活動に寄与する森林や自然環境を保全する必要がある森林等保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域について、別表1のとおりとする。

【保健機能維持増進森林の基準】

重視する機能：保健文化機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林
(その他の区域) ・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等の地域の保健・教育的利用等に適した森林 ・史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ・希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林 ・保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林 等

イ 森林施業の方法

- ① 山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林については、災害に強い国土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとする。
- ② 快適環境形成機能維持増進森林については、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や、適切な保育・間伐等を推進することとする。
- ③ 保健機能維持増進森林については、憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や地域のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、生物多様性の維持増進についても配慮するものとする。

これらの森林については複層林施業を推進すべき森林とすることを基本とし、特に公益的機能の発揮が求められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、公益的機能の確保が図れる場合は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を(標準伐期齢×2)×0.8年とする。

長伐期施業において皆伐を実施する場合は、伐採に伴って発生する裸地の縮小化・分散化を図ることとする。

また、保健機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、郷土樹種を主体とした特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

それぞれの森林の区域について、別表2のとおりとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

森林の立地条件、森林の機能の評価区分等を参考として、森林の一体性も踏まえつつ木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域について、別表1のとおりとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等をその区域を別表1のとおり定める。

この際、人工林を中心とした林分である等周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

(2) 森林施業の方法

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進するとともに、森林施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新(アカマツの天然下種更新やコウヨウザン、コナラ等の萌芽更新を行う森林等、本市が定める場合は除く。)を行う。

なお、具体的な伐採・造林・間伐・保育等の森林施業の方法は、前述の「Ⅱ 森林整備の方法に関する事項 第1～第3」に基づいて実施する。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林経営の受委託等による森林経営規模の拡大に関する方針

本市の森林の所有規模は、5ha 未満の森林所有者の割合が71%を占め小規模であり、従来から森林組合を中心とした長期受委託契約により森林整備が推進されてきた。また、地形は緩慢で、八溝縦貫線といった広域基幹林道や、森林作業路等が整備され、林内路網密度が29.3m/ha と基盤整備においても充実している。

このような状況から、意欲的な林業事業体等により、これまで森林組合を中心に進められてきた長期受委託契約の枠組みを基盤とした森林経営計画作成により、更なる施業集約化を促進する。

また、県や林業事業体と森林情報の共有を図るとともに、森林の土地の所有者届出制度

等の運用による森林所有者情報の精度向上や、県が整備を進めている航空レーザ計測による森林資源情報の共有を促進する。

2 森林経営の受委託等による経営規模の拡大を促進するための方策

フォレスターやプランナーによる普及啓発活動を通じた森林所有者等に対する施業の長期受委託の働きかけを積極的に行い、施業集約化を推進する。

また、そのメリットを活かした効率的な路網や作業ポイントを配置することで、機械化に対応した施業体系を確立し、施業の低コスト化を推進する。

その実行確保により、森林の適正管理と森林資源の活用に資することとする。

3 森林経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結するものとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内(5カ年間)において自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権と立木の処分権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず当面施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や林産物の販売に係る収支と森林整備に要する支出の関係を明確化するための条件を適切に設定することに留意するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。)については、森林所有者が自ら実行する責務があることを森林経営管理法(平成30年法律第35号)において規定しているが、森林所有者が自ら経営管理の実行ができない場合には、市が経営管理の委託を受けることとする。その中で林業経営に適した森林については栃木県意欲と能力のある林業経営者に再委託し、一方で再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林については市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度を活用する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の私有林は所有規模が零細であるため、林家世帯の高齢化や兼業化の進行、不在村森林所有者の増加等により計画的、合理的な森林施業が行われにくくなっている。

これらを踏まえて、森林所有者の地域懇談会等により施業実施協定の理解を求め、協定の締結による計画的な施業の実施と集約化による生産意欲の喚起と生産コストの低減及び安定的な原木供給を図る。

また、間伐、保育等の森林施業の共同化及び、小規模所有者の森林組合をはじめとする事業体への受委託を促進し資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制の整備を図るとともに作業道を整備し、林業機械化の基盤づくりに努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市の4～7齢級の森林の大半は、緊急に間伐を要する林分であるが、適切な施業を実施すれば、近い将来森林蓄積の充実も見込まれる。

特に、小規模な森林所有者が多い本市では、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。共同化を促進する森林施業の種類は、優良材生産のための保育・間伐を主体とした施業協定として、森林組合と連携をとって事業の推進に努める。

また、森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、森林管理の重要性を認識させ、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促進することとする。

併せて不在村森林所有者に対しては、森林施業の適正化についての啓発を行い、営林の指導や森林施業の受委託の働きかけを行う。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 森林経営計画を共同で作成する者(以下、「共同作成者」という。)全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等により実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施すること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持・管理・運営は、共同作成者の共同により実施すること。
- (3) 共同作成者の一部の者が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が

他の共同作成者に不利益を被らせることのないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

(4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

森林経営計画の認定請求者は、Vの1の(1)で定められた区域内の森林が効率的かつ一体的に整備されるよう森林の施業及び保護、路網の整備等に関して、同一区域内の認定請求者間で相互に連携、協力するものとする。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 路網密度の水準及び作業システム

路網整備は、低コスト林業経営を展開し、適正かつ計画的な森林施業及び森林管理の確保等に不可欠であることから、地域林業の中核となる林道のほか、10tトラックの通行も可能な林業専用道、高性能林業機械や急傾斜地における架線系作業システムに対応した森林作業道を効率よく組み合わせた整備を行う。

また、生物多様性の保全を図るため、自然環境に配慮した路線配置や適切な工法等を採用し整備を行う。

以上を踏まえ、路網密度の水準については次表のとおりとする。

なお、本表は木材搬出予定箇所路網を整備する際の目安とするもので、尾根、溪流、天然林等の除地に適用するものではない。

【路網整備の水準】

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0°~15°)	車両系作業システム	110m以上	35m以上
中傾斜地 (15°~35°)	車両系作業システム	85m以上	25m以上
急傾斜地 (35°~)	車両系作業システム	60<50>m以上	20m以上
	架線系作業システム	5m以上	5m以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域の設定

路網整備等推進区域(林班)	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
黒羽 59 須賀川 11	140.18	加良美上塩の草線	1,500	30	
須賀川 9	91.51	塩の草須佐木線	1,700	31	
黒羽 4、11 両郷 41	190.93	入山線	1,700	32	
両郷 38、39	165.79	田島線	1,100	33	
須賀川 29	41.02	川上東山線	500	34	林業専用道

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)及び栃木県林業専用道作設指針(平成22年10月18日環森政第229号環境森林部長通知)に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 m	利用区域面積 ha	前半5力年の計画	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	雲岩寺	加良美上塩の草線	170	60		30	
		林道	須佐木	塩の草須佐木線	91	40	○	31	
		林道	北野上	入山線	150	242		32	
		林道	大久保	田島線	160	122		33	
		林業専用道	川上	川上東山線	150	30		34	
		林道	前田	前田小手谷線	209	200	○	35	
		林道		計	930	694	300m		
拡張(改良)	自動車道	林道	北野上	塩畑塩ノ草線	400	3			
		林道	須佐木	八溝縦貫線	150	3	○		
		林道	須佐木	八溝縦貫線	500	5			
		林道	北滝	小手谷線	500	5			
		林道	北滝	小手谷論手線	100	2	○		
		林道	北野上	砂鉢線	150	1	○		
		林道	雲岩寺	加良美上線	500	8	○		
		林道	北滝	日暮線	50	1	○		
		林道	北滝	日暮線	200	5			

拡張 (改良)	自 動 車 道	林道	北滝	日暮(1)線	400	1	○		
		林道	北滝	北滝線	400	1	○		
		林道	北滝	北滝線	200	1			
		林道	北滝	小手谷(1)線	100	1	○		
		林道	北野上	愛吉(1)線	300	6	○		
		林道	北野上	愛吉線	300	6			
		林道	北野上	入山線	100	2	○		
		林道	北野上	入山線	300	4			
		林道	北野上	尻高田入線	200	1			
		林道	北野上	田沢線	100	1	○		
		林道	北野上	塚木線	100	2	○		
		林道	北野上	寅助線	50	1	○		
		林道	北野上	寅助線	200	3			
		林道	寺宿	五斗蒔線	150	2	○		
		林道	大久保	田島線	200	1	○		
		林道	雲岩寺	小桧沢線	200	5	○		
		林道	南方	取上沢線	300	6			
		林道	南方	梅屋沢線	500	10	○		
		林道	雲岩寺	深谷沢線	400	6	○		
		林道	北野上	中山(1)線	50	1	○		
		林道	須賀川	樽沢線	300	6	○		
		林道	北野上	杉並線	50	1	○		
		林道	須賀川	巻ヶ沢線	200	4	○		
		林道	須賀川	巻ヶ沢線	500	10			
		林道	南方	八溝線	50	1	○		
		林道	南方	八石平線	200	8	○		
		林道	南方	前山線	100	2	○		
		林道	須賀川	米梨沢線	200	1	○		
		林道	須賀川	米梨沢線	200	1			
		林道	須賀川	仏沢線	400	1	○		
		林道	寺宿	いやや線	50	1	○		
		林道	寺宿	いやや線	100	2			
		林道	木佐美	稗畑入小滝線	50	1	○		
林道	寺宿	入小滝鍛冶内線	50	1	○				
林道	両郷	鍛冶内磯上線	50	1	○				

	林道	須賀川	大倉入線	100	2	○		
				9,700	137	5,000m		

	区分	位置	路線名	延長 m	箇所数	前半5力年の計画	備考	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	北野上	塚木線	800		○	
		林道	須賀川	原沢青芝田線	500		○	
		林道	須賀川	原沢青芝田線	300			
		林道	北野上	杉並線	300		○	
		林道	北滝	北滝線	300		○	
		林道	北野上	入山線	600		○	
		林道	北野上	入山線	1,000			
		林道	南方	八石平線	100		○	
		林道	雲岩寺	小桧沢線	400		○	
		林道	南方	八溝線	1,100		○	
		林道	北野上	寅助線	300			
		林道	須賀川	樽沢(1)線	800		○	
		林道	須賀川	樽沢(2)線	300		○	
		林道	雲岩寺	加良美上線	200		○	
		林道	大久保	田島線	700		○	
		林道	河原	鍛冶内線	400			
		林道	北野上	塩畑塩ノ草線	900			
		林道	須佐木	塩の草須佐木線	60		○	
		林道	雲岩寺	加良美上塩の草線	1,000		○	
					計	10,060		7,160m

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

栃木県森林作業道作設指針(平成 23 年 6 月 17 日環森政第 139 号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知)に従い開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

施設管理者は、栃木県森林作業道作設指針(平成 23 年 6 月 17 日環森政第 139 号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知)に基づき管理する。

4 その他必要な事項

路網整備に当たっては、林業機械等の作業ポイントの適切な配置や森林作業道から搬出された木材をトラック等に積み込むための土場の確保により、林内からの木材搬出や大型車両による輸送効率を高め、低コスト林業を促進していく。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

県では、新規林業就業者の確保・育成について、栃木県林業人材確保・育成方針(令和3年1月策定)に基づき、栃木県林業大学校を中核とし、幅広い知識・技能を習得した多様な人材の育成に努めるほか、栃木県林業労働力確保支援センター等と連携し、就業相談会の開催、就業体験等の実施による林業従事者のキャリア形成の支援を図るものとされている。

本市では、林業振興の推進母体である森林組合等について、地域森林の計画・提案ができる施業プランナーの育成を進めるとともに組織強化と資本装備の充実を推進し、作業班の育成と受託事業の拡大、事業量の確保、作業班員の質的向上と若返りに努めるほか、地域の中核となるリーダーを養成し、林業グループ活動の活性化を図るため、林業振興会等の活動を支援し、各種講習会・研修会を開催することにより林業に関する知識・技術の習得や資格取得に努める。また、特用林産物の生産林家については、生産技術の習得、品質の向上及び後継者対策等のため生産者の組織化を推進する。

(2) 林業就業者及び林業後継者の育成方策

林業就業者の育成については、栃木県森林組合連合会の実施する林業従事者育成確保基金を活用した各種林業労働力対策の事業に積極的に協力するとともに、森林組合等の就労環境の整備に努め、各補助事業を活用して高性能機械の導入と作業システムの確立を図り、就労の安定化に努める。

また、林業後継者の育成については、森林組合、国や県、大田原市林業振興会及び、大田原市青年林業グループ「森和会」等と連携して、林業後継者の知識・技術習得のために間伐技術等の講習会、林業グループ等の交換研修会等を開催し、さらに林業グループ等の育成強化を図るため以下の事項を重点として林業後継者等林家の育成強化を図っていく。

ア 農業を含む農林業後継者は、労働過重等の労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから、増加は期待できない。このため、森林組合労務班への期待が大きくなっており、森林組合の体質を改善し、協同組合としての機能を十分発揮できるよう育成強化する。

イ 県内外の木材市況の動向把握に務め、情報を提供するとともに、木材消費の拡大について、市としても公共施設を木質化する等検討し、林業経営の魅力を高

めるようにする。

- ウ 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者育成に努めることとする。

(3) 林業事業体の経営体質強化の方策

林業事業体の中心である森林組合については、木材販売事業の事業量を拡大し、森林組合の経営基盤を確立する。

また、小規模林家の受委託を促進し、事業量の確保に努める。林業労働力の確保については、本市だけでなく流域一体となった広域就労を図り、雇用の長期化・安定化に努める。

さらに、素材生産業者については、零細規模の事業者が多いことから事業者の協業化、近代化、作業方法の改善等によりコストダウンを図り、体質を強化する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林資源の循環利用を推進するためには、施業の集約化とともに路網整備と地域に適した高性能林業機械の組合せによる効率的な作業システムを構築し、低コスト林業の確立を図る必要がある。

県では、スマート林業の取組として、自動化技術等を活用した未来技術と高性能林業機械など現在の技術を組み合わせ、生産性を最大化する作業システムの構築が進められているため、連携を図ることとする。

本市では、高性能林業機械の導入については、各種補助事業等の活用により積極的に推進してきたところであるが、今後も導入促進を継続していくとともに、栃木県林業労働力確保支援センターを通じた共同利用の推進を図るほか、高性能林業機械等の安全かつ効率的な稼働に必要な専門的な知識、技術を備えたオペレーターの養成に努める。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒 (作業道作設)	那珂川流域 (中傾斜)	チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ フェリングハット付きフォーク収 納型グラブフルバケット
造材		チェーンソー	チェーンソー プロセッサ ハーベスタ
集材		林内作業車 小型集材機	林内作業車 フォワーダ グラブフル付き バックホウ
造林 保育等	地拵、下刈	—	—

(3) 機械化の推進方策

- ア 森林組合によるプロセッサ、ハーベスタ等の高性能林業機械の導入。
- イ 高性能林業機械のオペレーターを育成するための、栃木県林業労働力確保支援センターの実施する研修会等への参加の推進。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における素材の生産については、森林組合が中心となり、生産量の増加を図っている。製材工場は、小規模の個人経営が多いものの、一部の工場は施設の新規整備を図っている。また、全国屈指の国産材製材会社のメイン工場の一つが立地し、近隣市町にも大型工場が多数立地するなど、素材の供給先は充実している。

今後は、とちぎ八溝材の安定供給体制の整備を図り、プレカット施設等の整備、木材人工乾燥機の導入、製材施設の近代化に努め、消費者のニーズに応えた優良材を提供することにより、地場産業の需要拡大を目指す。

また、県では、「とちぎ木材利用促進方針」に基づき、公共建築物のほか、民間建築物を含めた「建築物全体」において、より一層の木材利用を促進しており、本市でも、「大田原市の建築物における木材の利用促進に関する方針」に基づき、建築物等における木造・木質化が推進されている。

本市では、木材の流通に対する施策としては、搬出間伐を中心にその計画的実行を図り、間伐材の商品化及び需要開発を検討し有効利用を目指す。併せて、皆伐の促進を図るとともに、林地残材等の木質バイオマスの利用を促進し、森林資源の循環利用を進める。

特用林産物のうち本市の特産品のひとつであるシイタケについては、福島第一原子力発

電所事故の影響により一部生産者において出荷が制限されている状況にあるため、原木林の再生を図りながら生産者・農協等と連携し、事故以前の生産量に回復するよう努めることとする。

4 森林環境譲与税の活用について

森林環境譲与税は、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 31 年法律第3号)」に規定する用途の範囲で、森林整備のための施策を行うとともに、森林整備の促進に関する支援を併せて行い、本市の森林整備を進める。

なお、今後の国や県の動向、社会情勢の変化、林業・木材産業の実情及び森林整備の進捗などを踏まえ、定期的な見直しを行い有効活用に努める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

シカの生息状況を注視し、必要に応じて鳥獣害防止森林区域の設定を検討する。

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等の被害対策については、松枯れ、ナラ枯れ等森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

本市における松くい虫の被害面積は、近年横ばい状態ではあるが、依然として高齢級の松林を中心に被害が発生している。このような状況から、森林病害虫等防除事業による被害木の伐倒駆除等の駆除対策及び地上散布、樹幹注入の予防対策を実施することにより、被害地域の拡大防止に努める。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除等をする必要が生じた場合には、伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

また、ナラ枯れ被害については、令和2年度に県内での被害発生が確認されたことから、ナラ枯れ防除対策会議にて情報を収集し、これまでの「監視」だけではなく、本市における発生を想定し、「予防」や「駆除」についての防除実施体制を構築する。

(2) その他

森林病害虫等による被害の発見から防除までスムーズな連携がとれるよう森林所有者及び地域住民に対する啓蒙活動を積極的に行う。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

該当なし

3 林野火災の予防の方法

林野火災の発生原因はほとんどが人為的なものであるため、広報での注意喚起や看板・旗等を設置し、地域住民及び利用者に対し林野火災予防の意識の啓発を図る。

また、乾燥時期には山林の巡視を強化するなど予防活動を適宜実施する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、大田原市林野火入許可取扱規則に従う。

5 その他必要な事項

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1項口の規定による区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
大田原・親園・野崎	大田原 1、2、3、4 親園 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10 野崎 1、2、3	172.79
金田	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32	686.59
佐久山	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23	662.58
湯津上	1、2、3、4、5、6、7、8	238.67
川西	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15	328.51
黒羽1	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11	596.65
黒羽2	12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、59	715.31
黒羽3	23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35	785.43
黒羽4	36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58	1,270.41
両郷1	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12	566.62

両郷2	13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28	905.2
両郷3	29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41	825.84
須賀川1	1、2、3、4、5、6、7、8、9、73、74、75、76	710.88
須賀川2	10、11、12、13、14、15、16、17、18	567.41
須賀川3	19、20、21、22、23、24、25、26	542.39
須賀川4	27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37	650.49
須賀川5	38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61	1,290.93
須賀川6	62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72	715.39

2 森林の総合利用の推進に関する事項

御亭山緑地公園は老朽化により野外レクリエーション施設の利用は不可となっているが、展望台からの風景を楽しむために観光に訪れる方が多数いることから、下刈り、不良木の除去、更新、特定広葉樹の植栽等の整備を行い今後も観光スポットとして維持していくこととする。

また、御亭山緑地公園については、市との協定により、北滝森林同盟会等が参加して定期的に森林整備を行う。

【森林の総合利用施設の整備計画】

施設の種類	現状(参考)	
	位置	規模
御亭山緑地公園	黒羽地区	30ha 管理棟 トイレ

3 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

ア 「大田原市みどりの倍増プランに基づき、行政・企業等・学校・市民が役割をもって、「緑を守り 創造し 引き継ぐ」活動を行う。

イ 市内の小中学校に緑の少年団を育成し、学校を中心とした地域の緑化・森林づくり活動を支援する。

ウ 市内の小中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着心を育むため、森林組合、地元林業団体、市が一体となって森林教室や自然観察会等の森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

エ 森林の普及啓発について、森林環境譲与税を活用して取組を進め、住民の森林への理解を深めていく。

(2) 上下流域連携による取組に関する事項

那珂川は本市をはじめ川下地域の水源として重要な役割を果たしている。このことから、川下の住民団体等に水源の森林造成に参加してもらうよう積極的に働きかけることとする。

(3) その他

農山村でゆとりある休暇を過ごす環境づくりのためのグリーンツーリズム事業の推進を図る。また、都市住民を中心に、森林づくりに直接参加し森林機能の理解を深めてもらうとともに本市の持つ地域資源を最大限に活用した交流事業にも積極的に取り組んでいくこととする。

4 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

新たな森林管理システムである森林経営管理制度について、森林組合等の林業事業者と連携を図りながら、森林所有者への意向調査の実施、経営管理権の設定、森林経営管理権集積計画の作成、測量調査など、適切な対応により事業を推進していく。

なお、経営管理実施配分計画が公告された森林について、経営管理実施権の設定を受けた民間事業者は、その森林を含む森林経営計画を作成することを原則とする。

5 その他必要な事項

(1) 施業の制限を受けている森林の整備

保安林その他法令により施業の制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施する。

【制限林の区分別の施業方法】

制限林の区分	施業の方法
保安林	森林法(昭和26年6月26日法律第249号)第33条第1項の告示に基づく指定施業要件、森林法施行令(昭和26年7月31日政令第276号)第4条に定める指定施業要件の基準並びに森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準に基づいて行う。
自然公園	「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月2日付け34林野指第6417号)に基づいて行う。
砂防指定地	「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例」(平成15年3月18日条例第5号)に基づいて行う。

鳥 獣 保 護 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」(昭和 39 年 1 月 17 日付け 38 林野計第 1043 号)に基づいて行う。
自然環境保全地域 特 別 地 区	「自然環境の保全及び緑化に関する条例」(昭和 49 年 3 月 30 日 条例第 5 号)第 15 条の定めるところによる。
文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地域等	文化財保護法(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)第 125 条の定めるところによる。
都市計画法による 風 致 地 区	都市計画法(昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号)第 58 条及び風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和 44 年 12 月 26 日政令第 317 号)第 3 条の定めるところによる。

(2) 市有林の整備

本市は現在人工林を中心に約165ha の森林を所有しており、人工林については、森林組合に保育、間伐等を委託し実施することとする。

(3) 里山林等の保全・整備・利用の推進に関する事項

一番身近な森林である里山林の自然環境や生活環境の保全に配慮し、とちぎの元気な森づくり県民税を活用した里山林の整備を実施して、住民の保健・休養の場としての森林空間の整備を行う。

(4) 森林資源の循環利用の促進に関する事項

森林資源の循環利用を図るには、搬出間伐に加え皆伐施業を促進することによる素材の安定供給の実現と、伐採跡地への再造林を実施することが重要であることから、国、県、林業事業者及び製材業者と連携しながら森林所有者に対する普及啓発に努め、伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再造林のガイドライン(平成 30 年 7 月 23 日栃木県環境森林部林業木材産業課通知)に基づき、適切な整備を行うこと。

(5) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する事項

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を促進する。

(6) 森林を森林以外の用途に供する場合に関する事項

太陽光発電施設の設置に当たっては、小規模な林地開発での土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置等の開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解促進に配慮することとする。

また、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の制度の厳正な運用に努めることとする。

【別表1】

区分	森林の区域			面積(ha)
	地区	林班	準林班・小班	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黒羽	3~51	全域	2,870.46
		52	ア~オ	21.90
		59	全域	30.17
	両郷	6	ア~エ	13.99
		13~23	全域	706.20
		27	エ~カ	16.69
	須賀川	28~41	全域	863.51
		1~9	全域	521.01
		11~76	全域	3,893.00
			計	8,936.93
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	金田	2,3	全域	63.54
		29	ア1~15	5.34
	佐久山	4	イ6	0.46
			ウ14~16、18	1.49
		15	全域	14.92
	黒羽	18	全域	58.93
		1	ア10、12~16	1.07
		2	エ20、21	1.47
		3	キ24~31、34	1.10
		4	オ9~11	1.77
		5	カ1、2	3.88
		6	ア1~6	4.41
		9	イ12、13	0.37
		13	カ8B	0.07
		21	オ2、3	0.57
		27	コ11	0.57
		29	ク9~11	3.39
		30	キ4、6~8	3.19
		32	キ5、9B、ク1B	1.31
		33	イ2、3	0.15
			ウ1~5	1.45
		39	ア7~13、15、19、20	3.02
			イ6~9A、13、21、22、35	1.49
			エ	6.55
		44	ケ9、11~14	6.39
	47	イ7~9	2.39	
	52	エ3	0.94	
	57	キ4~6	0.19	
	58	オ12~21	2.44	
	両郷		カ3~9	1.34
		1	ア23、24	3.02
			イ1、4、6	1.67
		2	ア2、22、23	2.03
			カ7	0.78
		3	キ15~17	1.08

	両郷	9	全域	17.07
	須賀川	4	カ8	0.76
		6	ウ12	1.03
		16	カ	8.83
		27	イ	40.43
		28	カ11、12	0.71
		36	エ33~35	0.59
			オ1~4	0.62
		37	ウ12~14	1.11
			カ24~26	0.96
		40	ア8	1.30
		44	エ~キ	31.03
		45	ア、イ	18.14
		51	エ10~12	3.74
		60	イ1、2	2.76
		68	ア	16.11
			イ1~43	21.32
		72	オ4~6	1.73
			カ2、4、5、7	1.42
		75	エ1~5	3.64
		76	ア1、2、31、32	0.84
			エ12~16	4.08
			計	381.00
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林	大田原	1~4	全域	62.75
	金田	1、4~27	全域	524.00
			(18ウは除く)	
		28	ア	3.58
			イ1~12、24 ~27、29~ 35、55~60	19.64
			ウ	9.19
		29	イ	5.97
		31、32	全域	24.03
	親園	1~6	全域	29.84
		7	ア	0.24
			イ1~5	3.01
		8~10	全域	41.72
	野崎	1~3	全域	34.04
	佐久山	1、2、7~9	全域	183.61
		16	イ	10.48
		17	全域	33.95
	湯津上	1、3~8	全域	221.57
	川西	1~7、 9~13	全域	235.32
		14	ア~エ	23.03
		15	全域	15.58
	両郷	24~26	全域	128.52
		27	ア~ウ	16.12
			計	1,626.19

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	金田	18	ウ	1.54
		28	イ36~54	7.56
		30	全域	22.20
	親園	7	イ10,11 19~21	1.19
	佐久山	16	ウ、エ	24.26
	黒羽	1,2	全域	77.36
		52	カ	15.83
		53~58	全域	352.08
	川西	8	全域	50.50
		14	オ	4.08
両郷	1~5	全域	297.35	
	6	オ~コ	34.25	
	7,8、 10~12	全域	203.96	
須賀川	10,11	全域	173.49	
		計	1,265.65	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	金田	28	ア4	0.40
	佐久山	3~6	全域	109.95
		10~23	全域	369.02
	黒羽	1~59	全域	3,367.80
	両郷	1~41	全域	2,297.66
	須賀川	1~76	全域	4,477.49
		計	10,622.32	
特に効率的な施業が可能な森林	黒羽	15,16	全域	163.35

- (注)1 平成24年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。
- 2 コナラ・クヌギ林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。
- 3 主伐期を迎える人工林について、計画的かつ効率的な伐採を推進することとする。

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域			面積(ha)	
		地区	林班	準林班・小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	黒羽	3~51	全域	2,870.46	
			52	ア~オ	21.90	
		両郷	59	全域	30.17	
			6	ア~エ	13.99	
			13~23	全域	706.20	
			27	エ~カ	16.69	
		須賀川	28~41	全域	863.51	
			1~9	全域	521.01	
			11~76	全域	3,893.00	
			計		8,936.93	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	大田原	1~4	全域	62.75	
			金田	1~32	全域	636.37
		親園	1~10	全域	76.00	
			野崎	1~3	全域	34.04
			佐久山	1、2、7~9	全域	183.61
				15~18	全域	137.94
		湯津上	1、3~8	全域	221.57	
			黒羽	1、2	全域	77.36
				4	オ9~11	1.77
				5	カ1、2	3.88
				6	ア1~6	4.41
				9	イ12、13	0.37
				13	カ8B	0.07
				21	オ2、3	0.57
				27	コ11	0.57
				29	ク9~11	3.39
				30	キ4、6~8	3.19
				32	キ5、9B、ク1B	1.31
				33	イ2、3	0.15
				39	ア7~13、15、19、20	3.02
					イ6~9A、13、21、22、35	1.49
					エ	6.55
				44	ケ9、11~14	6.39
				52	エ3	0.94
					カ	15.83
			川西	53~58	全域	352.08
		両郷	1~15	全域	356.06	
			1~5	全域	297.35	
			6	オ~コ	34.25	
			7~12	全域	221.03	

		両郷	24~26	全域	128.52
			27	ア~ウ	16.12
		須賀川	4	カ8	0.76
			6	ウ12	1.03
			10、11	全域	173.49
			16	カ	8.83
			27	イ	40.43
			28	カ11、12	0.71
			36	エ33~35	0.59
				オ1~4	0.62
			37	ウ12~14	1.11
				カ24~26	0.96
			40	ア8	1.30
			44	エ~キ	31.03
			45	ア、イ	18.14
			51	エ10~12	3.74
			60	イ1、2	2.76
			68	ア	16.11
				イ1~43	21.32
			72	オ4~6	1.73
				カ2、4、5、7	1.42
			75	エ1~5	3.64
			76	ア1、2、31、32	0.98
				エ12~16	4.08
				計	3,223.73
	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)			該当なし	
	複層林施業を推進すべき森林	金田	2	ア10~13	2.03
イ1、2、6、8、9 15、16				1.98	
佐久山		18	ウ	1.54	
			4	イ6	0.46
黒羽		16	ウ14~16、18	1.49	
			1	エ20~24	8.34
			3	ア10、15	0.36
両郷		47	キ24~31、34	1.10	
			33	ウ	1.45
			1	イ7~9	2.39
			2	ア23、24	3.02
			3	イ1	0.59
		9	ア2、22、23	2.03	
			カ7	0.78	
	キ15~17		1.08		
				オ1	1.23
				計	29.87
	特定広葉樹の育成を行う森林施業 を推進すべき森林			該当なし	